

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

本件は、再審査請求人（以下「請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けでこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けをもってこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

- 1 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件の場合、郵便物等配達証明書によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成○年○月○日であり、本件再審査請求の請求期間は、その翌日から起算して2か月目に当たる日である同年○月○日までとなる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を労働基準監督署を経由し当審査会に宛てて郵便により発信したのは、平成○年○月○日であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

- 2 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、請求人が正

当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、同項ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬものと解するのが相当である。

3 そこで、本件についてこれをみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、平成○年○月○日付けの「前略 平成○年○月○日」から始まる文書において、要旨、顔を左右に向けると首に痛みが生じるなど未だに身体の痛みが改善されず、週○回通院していることなどを述べている。しかしながら、請求人が主張する理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとはいいい難く、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって、主文のとおり裁決する。